

初山別村

高 齡 者 保 健 福 祉 計 画
介 護 保 険 事 業 計 画
(第8期：令和3年4月～令和6年3月)

令和3年3月

北海道初山別村

目 次

I	本計画について	1
1	計画作成に関する考え方	
2	計画策定の期間	
3	基本方針	
4	基本目標	
5	計画策定の体制	
6	日常生活圏域の設定	
II	被保険者の現状	3
1	人口構造の推移	
2	要介護者等の状況	
III	被保険者の推計	4
1	推計人口	
2	介護保険被保険者の推計	
3	要介護者等の推計	
IV	計画の内容	6
1	保健事業	
2	介護保険居宅サービス	
3	介護予防サービス	
4	地域密着型サービス	
5	介護保険施設サービス	
6	地域支援事業の推進	
V	介護事業費	21
1	介護給付事業費	
2	地域支援事業費	
3	保険料基準額	
VI	高齢者福祉サービスの実施	26

I 本計画について

1 計画作成に関する考え方

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、老人福祉法及び介護保険法に基づき、国が定める基本指針等に即して作成するものです。

これらの計画作成に当たっては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）に向けて高齢化が一層進展することを見込み、計画を客観的に分析し、要介護者等の人数、介護保険給付費等サービスの種類ごとの量を推計し、作成します。

2 計画策定の期間

この計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

3 基本方針

介護保険制度は平成12年4月の施行後、高齢者を支える制度として定着しています。

これまで高齢者が安心してサービスを受けられるよう環境整備を行い、必要なサービスの確保に努めてきたところでありますが、被保険者の減少及び介護給付費の増加により、第1号被保険者の保険料は上昇してきました。今後、より一層介護サービスを充実しつつ、介護給付費の安定化に努める必要があります。

4 基本目標

基本方針に基づき、次の基本目標を掲げます。

(1) 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で介護や医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるよう、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」を「包括的」に調整します。

今後も、行政・民間企業・ボランティア団体が連携し、自主的に地域づくりを進めていくことができるよう体制を維持、充実していきます。

また、生活支援コーディネーターの配置し、地域のボランティア活動を支援します。

(2) 介護予防の推進

高齢者が健康でいきいきとした生活を送るため、健康づくりや閉じこもりを防止する生活支援などの高齢者福祉対策を推進します。

また、高齢による生活機能低下の予防、悪化防止を図る介護予防を推進します。

(3) 認知症高齢者支援対策の推進

認知症高齢者対策は、症状に応じた対応が重要であるため、正しい知識の普及と啓発を図るとともに、認知症初期集中支援チーム等で早期診断、早期対応を行い、認知症サポーターの養成と見守り体制の充実、成年後見人制度の活用も含めた権利擁護の体制づくりを推進します。

(4) 地域生活支援体制の推進

安心して生活を送ることができるよう地域包括支援センターを中心に、ニーズに応じたサービスの提供、相談機能の充実を図るとともに、サービス事業者や医療機関等との連携を推進します。

5 計画策定の体制

保健・医療・福祉関係者、介護保険サービス利用者等が参画する「初山別村介護保険事業計画策定委員会」を開催し、計画を策定します。

6 日常生活圏域の設定

地域包括ケアの実現のために、身近な地域で生活が継続できるようサービス整備が必要となります。

初山別村を一つの圏域(280.04km²)として整備することを基本とし、村全体を日常生活圏域として設定します。

表1 日常生活圏域別人口等の概況（令和2年10月現在）

	初山別村圏域
人 口	1, 1 2 5 人
高齢者人口 (65歳以上)	4 4 1 人

II 被保険者の現状

1 人口構造の推移

表2 人口構造の推移

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	1,264	1,237	1,199	1,175	1,156	1,123
男	598	601	588	566	556	534
女	666	636	611	609	600	589
世帯数	575	570	549	536	541	536

40～64歳	437	419	415	409	395	380
前期高齢者	191	196	187	176	171	175
65～69歳	96	108	95	86	88	87
70～74歳	95	88	92	90	83	88
後期高齢者	270	268	262	271	277	263
75～79歳	97	88	83	86	92	85
80～84歳	93	90	88	87	87	79
85～	80	90	91	98	98	99
65歳以上	461	464	449	447	448	438
高齢者比率	36.4%	37.5%	37.4%	38.0%	38.8%	39.0%

(各年12月1日時点)

2 要介護者等の状況

表3 要介護者等の状況

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
要支援1	29	31	39	40	39	40
要支援2	12	13	10	16	15	12
要介護1	28	27	22	19	15	25
要介護2	12	14	15	11	8	11
要介護3	14	10	9	8	13	13
要介護4	5	10	16	16	15	13
要介護5	7	8	8	8	8	12
計	107	113	119	118	113	126

(各年10月31日時点)

Ⅲ 被保険者の推計

1 推計人口

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」により、計画期間の人口を推計しました。

表4 推計人口

区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年
総人口	1,022	991	961	900
男	501	486	471	435
女	521	505	490	465

40～64歳	365	350	335	306
前期高齢者	153	150	150	145
65～69歳	78	77	77	76
70～74歳	75	73	73	69
後期高齢者	276	272	270	260
75～79歳	87	85	86	83
80～84歳	84	82	79	74
85～	105	105	105	103
65歳以上	429	422	420	405
高齢者比率	42.0%	42.6%	43.7%	45.0%

2 介護保険被保険者の推計

表5 被保険者数の推計

区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年
第1号(65歳～)	429	422	420	405
第2号(40～64歳)	365	350	335	306

※ 第1号には、他市町村の施設などに入所して「住所地特例」となっている人が含まれています。

3 要介護者等の推計

表6 要介護認定者の推計

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
要支援1	38	38	36	36
要支援2	13	13	13	13
要介護1	23	23	22	20
要介護2	10	10	10	10
要介護3	13	13	13	13
要介護4	15	15	15	15
要介護5	12	12	12	12
計	123	123	120	118

IV 計画の内容

1 保健事業

(1) 健康手帳の交付

【現状】

各種健康診査の際に手帳の有無を確認し、希望した場合に交付しています。

【計画】

有効に手帳を使っているとは必ずしもいえないため、機会がある都度年齢に応じた手帳の使い方を啓発します。

(2) 健康相談の実施

【現状】

健康相談は、心身の健康に関する一般的事項について実施しています。そのほか、自治会や各種団体などの要請に応じても実施しています。

【計画】

きめ細かな個別対応を心がけるとともに、気軽に利用してもらえるよう健康相談事業の周知を徹底します。

(3) 健康教育の実施

【現状】

一般健康教育は健康相談と合わせて実施しているほか、自治会や各種団体などの要請に応じても実施しています。

【計画】

健康な生活を送ることができるよう、身近なテーマで健康に関する知識の普及と指導を行い、自ら健康管理ができるよう内容・方法を工夫して実施します。

(4) 各種健康診査の実施

【現状】

40歳以上の方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の予防のため特定健康診査を実施しています。なお、実施にあたっては受診者の利便を考え、各種がん検診、肝炎ウイルス検診を同時に行う総合健康診査として実施しており、住民の健康増進に努めています。

また、75歳以上の方についても同様の健康診査を実施しています。

診査の結果に応じて、栄養や運動などの保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を行い、認識と自覚を高めています。

【計画】

健診は年2回実施し、受診しやすい体制を継続します。あわせて、受診結果に基

づいた生活習慣改善のための保健指導を充実します。

また、健康管理システムの有効活用を図ります。

(5) 訪問指導の実施

【 現 状 】

心身の状況や置かれている環境等から療養上の保健指導が必要と認められる方に対して、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るために、保健師等による訪問指導を実施しています。

【 計 画 】

健康の維持及び介護予防の観点から支援が必要な方に対して継続実施します。

2 介護保険居宅サービス

(1) 訪問介護

【 現 状 】

訪問介護は、指定居宅サービス提供事業所（初山別村社会福祉協議会）において行われています。要介護者の自立と介護者の負担を軽減するために、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

表7 訪問介護利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	6,347	4,304	4,939
回 数（回／月）	160.2	104.9	108.3
人 数（人／月）	6	6	6

【 計 画 】

在宅介護の中心となるサービスであり、今後、より介護度の高い方への対応が必要になると考えられることから、利用者の要望に応じたサービス提供時間の延長などが課題となります。

慢性的な人手不足が続いていることから、ホームヘルパーの養成・確保を図る必要があります。

(2) 訪問看護

【 現 状 】

北海道総合在宅ケア事業団による訪問看護ステーションのメインステーションが羽幌町に、サブステーションが初山別村に設置され、サービスの提供が行われています。

表8 訪問看護利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	789	445	982
回数（回／月）	15.2	13.0	28.2
人数（人／月）	2	1	3

【計画】

今後も多くの利用が見込まれることから、保健・福祉・医療との連携を図り、サービス内容の周知を進めていく必要があります。

(3) 居宅療養管理指導

【現状】

通院が困難な要介護者の家庭を医師などが訪問し、療養上の管理等を行います。村内での利用はありませんが、村外のサービス付き高齢者向け住宅入居者の一部の方が利用しています。

表9 居宅療養管理指導利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	161	168	149
人数（人／月）	2	3	2

【計画】

一定程度のニーズがあると考えられることから、今後も従前と同程度の利用が見込まれます。

(4) 通所介護

【現状】

通所介護（デイサービス）は、利用者を送迎し日帰りで食事や入浴等のサービスを提供しています。村内にサービスを提供している事業者はなく、村外で利用している方がいます。

表10 通所介護利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	2,043	1,061	204
回数（回／月）	27.0	13.0	3.0
人数（人／月）	3	2	1

【計画】

一定程度のニーズがあると考えられることから、今後も従前と同程度の利用が見込まれます。

(5) 通所リハビリテーション

【現 状】

利用者を介護老人保健施設や医療機関などへ送迎し、理学療法士などによる機能訓練を行います。村内にサービスを提供している事業者はなく、村外で利用している方がいます。

表11 通所リハビリテーション利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	356	879	306
回 数（回／月）	3.4	8.3	2.8
人 数（人／月）	1	1	1

【計 画】

一定程度のニーズがあると考えられることから、今後も従前と同程度の利用が見込まれます。

(6) 短期入所生活介護（ショートステイ）

【現 状】

要介護者が介護老人福祉施設などに宿泊し、介護や機能訓練などを受けるサービスです。該当する施設は村内になく、他市町村の事業所を利用しています。第7期の最終年度に利用が急増しています。

表12 短期入所生活介護利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	2,920	4,154	5,054
回 数（回／月）	32.1	45.4	58.3
人 数（人／月）	3	3	7

【計 画】

ショートステイは家族の旅行や入院時等に利用されており、今後は毎年度10名強の利用が見込まれます。

(7) 特定施設入居者生活介護

【現 状】

有料老人ホームやケアハウス（軽費老人ホーム）などに入所している要介護者に対して介護保険の対象となる介護サービスを行うことで、利用者の自立した生活を可能とし、心身機能の維持・回復を図ります。なお、村内に該当する施設はなく、他市町村の事業所において利用されています。

表13 特定施設入居者生活介護利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	6,366	5,053	5,221
人 数（人／月）	3	2	2

【 計 画 】

今後も他市町村の有料老人ホーム等を利用する方が一定数以上いると予想されるため、給付費は横ばいないしは漸増すると考えられます。

(8) 福祉用具貸与

【 現 状 】

要介護状態になっても、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、特殊寝台や歩行補助具などを貸与しています。

表14 福祉用具貸与利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	534	627	699
人 数（人／月）	9	10	10

【 計 画 】

今後も、利用者は横ばいの状態にあると考えられます。

在宅生活を維持するために多大な支援効果がありますので、引き続きサービスについて周知していきます。

(9) 特定福祉用具販売

【 現 状 】

ポータブルトイレ・浴槽用手すりの購入など、日常生活に必要な福祉用具の購入支援を行っています。

表15 特定福祉用具販売利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	61	213	272
人 数（人／月）	0	1	7

【 計 画 】

今後も、利用者は横ばいの状態にあると予想されますが、人数及び給付費は少ないため、利用については見込まないこととします。

(10) 住宅改修

【 現 状 】

洋式便座への改修や手すりの取付けなど、日常生活に必要な住宅改修の支援を行っています。

表16 住宅改修利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	339	0	386
人 数（人／月）	1	0	3

【 計 画 】

今後も、ニーズは一定程度あると予想されますが、人数及び給付費は少ないため、利用については見込まないこととします。

(11) 居宅介護支援

【 現 状 】

居宅介護支援は、指定居宅サービス提供事業所（初山別村社会福祉協議会）で、サービス計画等の作成を行っています。

表17 居宅介護支援利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	3,193	3,079	3,874
人 数（人／月）	20	20	25

【 計 画 】

介護認定者やサービス利用者は減少していくと考えられることから、今後は給付費が漸減していくことが予想されます。

(12) その他

【 現 状 】

その他のサービスとして、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、短期入所リハビリテーション、短期入所療養介護がありますが、第7期計画期間中の利用実績が無かったことから、計画期間中（3年間）の利用については見込まないこととします。

【 計 画 】

今後もサービス利用希望者が出た場合、関係機関と連携をとりサービス提供できる体制を継続していく必要があります。

3 介護予防サービス

(1) 介護予防居宅療養管理指導

【 現 状 】

通院が困難な要支援者に対して医師などが家庭を訪問し、療養上の管理等を行います。

表18 介護予防居宅療養管理指導利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	54	56	61
人数（人／月）	1	1	1

【計画】

今後も従前と同程度の利用が見込まれます。

(2) 介護予防短期入所生活介護

【現状】

要支援者が介護老人福祉施設などに宿泊し、介護や機能訓練等を受けるサービスです。

表19 介護予防短期入所生活介護利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円）	603	448	0
日数（日）	8.4	7.0	0.0
人数（人）	1	1	0

【計画】

介護予防短期入所生活介護は家族の旅行や入院等によるものであり、今後も同程度で推移していくことが予想されます。

(3) 介護予防福祉用具貸付

【現状】

機能が低下した要支援者に、日常生活用具を貸与することにより、日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減します。

表20 介護予防福祉用具貸付利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円）	264	185	89
人数（人）	5	4	2

【計画】

今後も従前と同程度の利用が見込まれます。

(4) 介護予防特定施設入居者生活介護

【現状】

有料老人ホームやケアハウス（軽費老人ホーム）などに入所している要支援者に対して介護サービスを行うことで、利用者の自立した生活を可能とし、心身の維持・回復を図ります。なお、村内に該当する施設はなく、他市町村の施設において利用されています。

表21 介護予防特定施設入居者生活介護利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費 (千円)	700	752	783
人数 (人)	1	1	1

【計画】

今後も他市町村の有料老人ホーム等での生活を求める方が一定数以上いると予想されるため、給付費は漸増すると考えられます。

(5) 介護予防支援

【現状】

要支援認定を受けた方が介護サービスを円滑に受けられるよう、介護支援専門員（ケアマネージャー）が介護予防サービス計画を作成し、サービス事業者との連携・調整を行います。

表22 介護予防支援利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費 (千円)	300	248	226
人数 (人)	6	5	5

【計画】

今後も従前と同程度の利用が見込まれます。

(6) 介護予防通所リハビリテーション

【現状】

介護老人保健施設や診療所、病院において理学療法など必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ります。村内にサービスを提供している事業者はなく、村外で利用している方がいます。

表23 介護予防通所リハビリテーション利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費 (千円/年)	106	66	0
人数 (人/月)	0	0	0

【計画】

今後も利用者は同程度で推移すると予想されますが、人数及び給付費は少ないため、利用は見込まないこととします。

4 地域密着型サービス

認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結するサービスを類型化し、市町村が事業者の指定及び指導

・監督を行います。なお、事業所が所在する保険者（市町村）の同意があった場合には、他の保険者も同事業所を指定、利用できる仕組みとなっています。

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【現状】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、原則要介護3以上の要介護者を対象とした小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームです。

表24 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	6,240	1,602	2,058
人数（人／月）	2	1	1

【計画】

第8期計画期間中においても、初山別村に事業所がない状況は変わらないと予想されることから、今後も同程度で推移していくものと見込まれます。

(2) 地域密着型特定施設入居者生活介護

【現状】

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等で入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち、小規模（定員29人以下）の介護専用型特定施設です。

表25 地域密着型特定施設入居者生活介護利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	0	0	0
人数（人／月）	0	0	0

【計画】

第8期計画期間中においても、初山別村に事業所がない状況は変わらないと予想されることから、利用については見込まないこととします。

(3) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

【現状】

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）は、認知症である要介護者が少人数（5～9人）の家庭的な環境のもと共同生活を送り、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や、機能訓練を受けるもので、村内では初山別村高齢者グループホーム「エルムの里」が該当します。

表26 認知症対応型共同生活介護利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	17,675	15,985	24,777
人 数（人／月）	6	6	8

【 計 画 】

本村の施設利用を基本としますが、広域での事業所指定による対応も継続します。

(4) 小規模多機能型居宅介護

【 現 状 】

通所介護を中心にショートステイや訪問介護、訪問看護を複合的に受けつつ、能力に応じて居宅で自立した日常生活を営むことができるよう援助するものです。

表27 小規模多機能型居宅介護利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	555	112	100
人 数（人／月）	0	0	0

【 計 画 】

将来的な検討が必要ですが、第8期計画期間中においては、初山別村に事業所がない状況は変わらないと予想されることから、今後も同程度で推移していくものと見込まれます。

(5) 地域密着型通所介護

【 現 状 】

利用定員が18人以下のデイサービスセンターであり、村内では「初山別村デイサービスセンター」がサービスを提供しています。

表28 地域密着型通所介護利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	6,802	6,221	5,838
回 数（回／月）	81.3	69.8	68.5
人 数（人／月）	13	11	12

【 計 画 】

通所介護は訪問介護とともに在宅介護の中心となるサービスであり、今後は休日におけるサービスのニーズも見込まれることから、体制の整備が課題となります。また、今後、自宅で入浴が困難なことによるサービスの利用増や、機械浴のニーズの増加が予想されます。

(6) 認知症対応型通所介護

【現状】

認知症（急性を除く）の要介護者が、居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう提供されるデイサービスです。

表29 認知症対応型通所介護利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	0	0	0
回数（回／月）	0	0	0
人数（人／月）	0	0	0

【計画】

第8期計画期間中においても、初山別村に事業所がない状況は変わらないと予想されることから、利用については見込まないこととします。

(7) 夜間対応型訪問介護

【現状】

夜間対応型訪問介護は、要介護者ができるだけ居宅で自立した日常生活を営めるよう、巡回または通報により、訪問介護員が夜間に訪問して介護サービスを提供するものです。

表30 夜間対応型訪問介護利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円／年）	0	0	0
人数（人／月）	0	0	0

【計画】

第8期計画期間中においても、初山別村に事業所がない状況は変わらないと予想されることから、利用については見込まないこととします。

5 介護保険施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

【現状】

常時介護が必要な要介護者に対し、入浴、食事等の介護、日常生活上のお世話、機能訓練や健康管理等を提供する施設です。村内に該当する施設はなく、他市町村の施設を利用しています。

表31 介護老人福祉施設利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費（千円）	50,639	58,046	78,653
人数（人）	17	20	26

【 計 画 】

今後も利用者が増加すると考えられ、第8期計画期間中は毎年度30人程度の利用が見込まれます。

(2) 介護老人保健施設

【 現 状 】

病状が安定期にあり、入院治療をする必要はないが、看護・介護を必要とする要介護者に対し、看護や日常生活上のお世話を提供し、家庭への復帰を目指す施設です。村内に該当する施設はなく、他市町村の施設を利用しています。

表32 介護老人保健施設利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費 (千円)	13,996	10,677	3,220
人 数 (人)	4	3	1

【 計 画 】

第8期計画期間中は、利用者は3人程度で推移すると見込まれます。

6 地域支援事業の推進

要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化するため「地域支援事業」を実施します。地域支援事業は市町村が実施します。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

○ 訪問型サービス

【 現 状 】

要支援者及び基本チェックリストが事業対象の基準に該当する方に対し、身体介護・掃除・洗濯等の日常生活上の支援を提供しています。

表33 訪問型サービス利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費 (円)	1,440,693	1,516,347	1,780,000
人 数 (人)	6	6	7

【 計 画 】

今後も、利用者は横ばいの状態にあると見込まれます。

○ 通所型サービス

【 現 状 】

要支援者及び基本チェックリストが事業対象の基準に該当する方に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供しています。

表34 通所型サービス利用の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給付費 (円)	5,106,330	5,009,931	5,400,000
人数 (人)	24	19	25

【計画】

今後も、利用者は横ばいの状態にあると見込まれます。

○ 介護予防ケアマネジメント（総合事業のみをする方のケアマネジメント業務）

【現状】

要支援者及び基本チェックリストが事業対象の基準に該当する方に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行っています。

表35 介護予防ケアマネジメントの実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人数 (人)	359	350	300

【計画】

今後も利用者自ら介護予防や社会参加の目標を設定し、評価できるよう共にケアマネジメント計画を作成していきます。

② 一般介護予防事業

○ 介護予防把握事業

【現状】

収集した情報等の活用により、閉じこもり等支援を要する方を把握し、介護予防事業や対象者の状況に応じた支援を行っています。

表36 介護予防把握実施の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護予防把握者数(人)	91	95	42

【計画】

地域包括支援センターの総合相談、保健事業や民生委員等各方面と連携を図り、情報収集に努めます。

○ 介護予防普及啓発事業

【現状】

介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発をはじめ、要支援・要介護になるおそれの高い方を対象に、口腔機能向上、料理教室、ふれあいサロン等を実施しています。

表37 介護予防普及啓発事業実施の状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
料理教室外	21	341	9	198	7	151
サロン	26	264	27	336	15	142

【計画】

料理教室、ふれあいサロン等を引き続き実施するほか、介護予防運動教室（まるごと元気アッププログラム）を新たに実施します。

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

○ 総合相談支援事業

心身の状況等必要な実情の把握、保険医療・社会福祉など関連する施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整など、総合的な支援を行います。

○ 権利擁護業務

高齢者虐待の防止や早期発見、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援するなど、権利擁護のための必要な援助を行います。

○ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護支援専門員、主治医、地域関係機関などの多職種による相互連携・協働により、高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的な援助を行います。

② 地域ケア会議

地域に生活する高齢者の方々が、可能な限り住み慣れた地域の中で生活することができるよう地域包括ケアを推進するため、生活に支障のある高齢者の支援について検討を行います。

また、生活援助の訪問について検証を進め、その個別事例についてモニタリングを行います。

③ 在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療・介護の関係機関・団体等と協力して、次の事業を行います。

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の検討

(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

④ 生活支援体制整備事業

被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減等に係る体制の整備を推進するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置するとともに、協議体を設置して地域の課題を検討しています。

⑤ 認知症総合支援事業

認知症の方及びその家族等に対する初期支援を包括的かつ集中的に行うため、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断及び早期対応に向けた支援を行います。

(3) 任意事業

① 介護給付費等適正化事業

適切な介護サービスの確保、不適切な給付の削減、介護給付費や介護保険料の抑制を図り、持続可能な介護保険制度を構築するため、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合を行います。

なお、「医療情報との突合」及び「縦覧点検」は、北海道国民健康保険団体連合会への委託により実施しています。

② 家族介護支援事業

要介護4・5の認定を受けた高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤など必要な介護用品の購入費用を助成する「家族介護用品購入費助成事業」を継続実施します。

③ 成年後見人利用支援事業

成年後見制度や権利擁護に関する相談を地域包括支援センターで受けるとともに、関係機関と定期的に相談事例などの情報交換を行い、成年後見制度の普及・促進を図ります。

また、成年後見を申し出る親族のいない高齢者に対して成年後見市町村長申立てを実施するとともに「成年後見制度利用支援事業」により申立て経費や後見人報酬等の助成を行います。

V 介護事業費

1 介護給付事業費

第7期実績（見込み）、第8期見込み及び令和7年度の事業費を次のとおり見込みます。

■ 居宅サービス

表20-1

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問介護	6,347	4,304	4,939	6,020	6,023	6,023	6,023
訪問看護	789	445	982	939	940	940	940
居宅療養管理指導	161	168	149	149	150	150	150
通所介護	2,043	1,061	204	2,060	2,061	2,061	2,061
通所リハビリテーション	356	879	306	550	550	550	550
短期入所生活介護	2,920	4,154	5,054	5,712	5,715	5,715	5,715
特定施設入居者生活介護	6,366	5,053	5,221	5,253	5,256	5,256	5,256
福祉用具貸与	534	627	699	601	601	562	562
居宅介護支援	3,193	3,079	3,874	2,915	2,917	2,775	2,633
特定福祉用具購入費	61	213	272	0	0	0	0
住宅改修費	339	0	386	0	0	0	0
計	23,109	19,983	22,086	24,199	24,213	24,032	23,890

■ 地域密着型サービス

表20-2

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
認知症対応型共同生活介護	17,675	15,985	24,777	15,887	15,896	15,896	15,896
地域密着型通所介護	6,802	6,221	5,838	5,350	5,353	5,353	5,001
小規模多機能型居宅介護	555	112	100	100	100	100	90
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活保護	6,240	1,602	2,058	2,000	2,000	2,000	1,800
計	31,272	23,920	32,773	23,337	23,349	23,349	22,787

■ 施設サービス

表20-3

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護老人福祉施設	50,639	58,046	78,653	93,350	93,401	93,401	93,401
介護老人保健施設	13,996	10,677	3,220	6,479	6,482	6,482	6,482
計	64,635	68,723	81,873	99,829	99,883	99,883	99,883

■ 介護予防サービス

表20-4

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護予防居宅療養 管理指導	54	56	61	61	61	61	61
介護予防通所リハビリ テーション	106	66	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 生活介護	603	448	0	511	512	512	512
介護予防福祉用具 貸付	264	185	89	128	128	128	128
特定介護予防福祉用具 購入費	37	16	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	362	70	0	0	0	0	0
特定施設入居者 生活介護	700	752	783	1,461	1,462	1,462	1,462
介護予防支援	300	248	226	320	320	320	320
計	2,425	1,840	1,159	2,481	2,483	2,483	2,483

■ 標準給付費見込額

各サービス（居宅、地域密着型、施設、介護予防）の総給付費に、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、審査支払い手数料を加え、標準給付費見込額を算出しました。

表20-5

(単位：千円)

費用区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費	121,439	114,467	137,891	149,846	149,928	149,747	449,521
居宅サービス費	23,109	19,983	22,086	24,199	24,213	24,032	72,444
地域密着型サービス費	31,272	23,920	32,773	23,337	23,349	23,349	70,035
施設サービス費	64,635	68,723	81,873	99,829	99,883	99,883	299,595
介護予防サービス費	2,425	1,840	1,159	2,481	2,483	2,483	7,447
特定入所者介護サービス費等	9,218	9,846	13,891	14,810	14,810	14,810	44,430
高額介護サービス費等	2,967	2,829	3,583	3,526	3,526	3,526	10,578
高額医療合算介護サービス費等	307	434	384	300	300	300	900
審査支払手数料	77	75	78	80	80	80	240
計(標準給付費見込額)	134,008	127,651	155,827	168,562	168,644	168,463	505,669

※ 端数処理により、合計があわない場合があります。

2 地域支援事業費

地域支援事業費を次のとおり見込みます。

表20-6

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	7,520	7,520	7,520	6,570
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・任意事業費	406	406	406	376
包括的支援事業(社会保障充実分)	7,360	7,360	7,360	7,360
計	15,286	15,286	15,286	14,306

3 保険料基準額

(1) 第1号被保険者の保険料基準額

標準給付費及び地域支援事業費を基に、第1号被保険者の保険料基準額を次のとおり算出します。なお、保険料の著しい上昇を抑制するため村財政調整基金から一定額を繰り入れることとしています。

表20-7

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
標準給付費見込額 A	168,562,000	168,644,000	168,463,000	505,669,000
地域支援事業費 B	15,286,000	15,286,000	15,286,000	45,858,000
介護予防・日常生活支援総合事業 B'	7,520,000	7,520,000	7,520,000	22,560,000
包括的支援事業・任意事業費	406,000	406,000	406,000	1,218,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	7,360,000	7,360,000	7,360,000	22,080,000
計 C=A+B	183,848,000	183,930,000	183,749,000	551,527,000
第1号被保険者負担分相当額 D=C*23%	42,285,040	42,303,900	42,262,270	126,851,210
調整交付割合 E	10.56%	10.37%	9.91%	-
調整交付金見込額 F=(A+B')*E	18,594,000	18,268,000	17,439,000	54,301,000
調整交付金相当額 G=(A+B')*5%	8,804,100	8,808,200	8,799,150	26,411,450
準備基金取崩額 H				17,000,000
保険料収納必要額 I=D-F+G-H				81,961,660
予定保険料収納率 ①				99.70%
補正後被保険者数 ②	411	402	402	1,216
保険料月額 I ÷ ① ÷ ② ÷ 12月				5,633

表20-8

保険料基準額 (月額)	5,600円
保険料基準額 (年額)	67,200円

(2) 所得段階

各所得段階の保険料は次のとおりです。

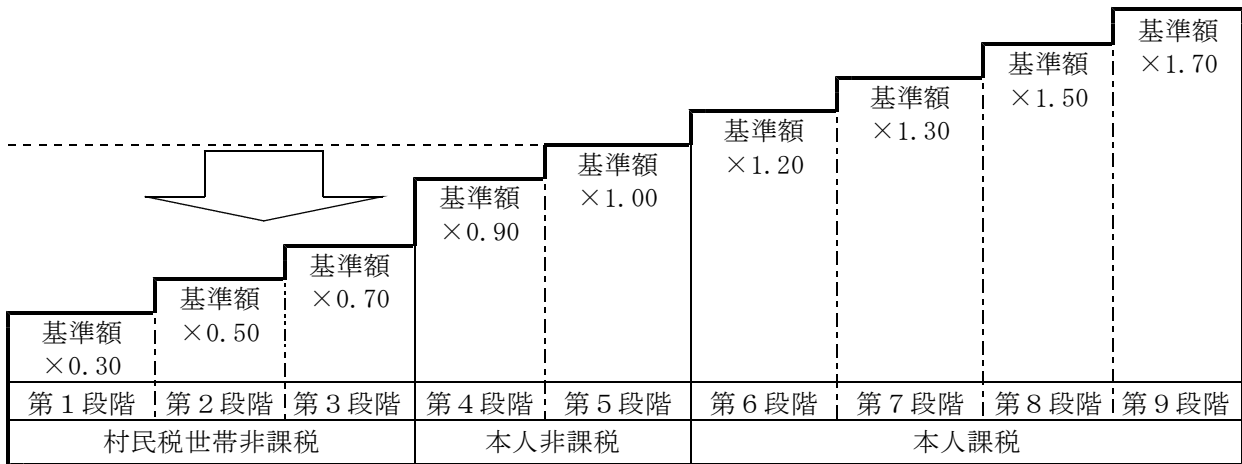


表20-9

段階	対象者	負担割合	年額保険料
第1段階	生活保護受給者 世帯非課税で所得金額+課税年金収入が80万円以下	0.30	20,100円
第2段階	世帯非課税で所得金額+課税年金収入が80万円超120万円以下	0.50	33,600円
第3段階	世帯非課税で所得金額+課税年金収入が120万円超	0.70	47,000円
第4段階	世帯課税であるが、本人非課税で合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	0.90	60,400円
第5段階	世帯課税であるが、本人非課税で合計所得金額+課税年金収入が80万円超	1.00	67,200円
第6段階	本人課税で合計所得金額120万円未満	1.20	80,600円
第7段階	本人課税で合計所得金額120万円以上210万円未満	1.30	87,300円
第8段階	本人課税で合計所得金額210万円以上320万円未満	1.50	100,800円
第9段階	本人課税で合計所得金額320万円以上	1.70	114,200円

VI 高齢者福祉サービスの実施

(1) 寝具乾燥サービス

高齢者が使用する寝具の衛生管理のため、寝具等の洗濯乾燥消毒サービスを実施しています。今後も、引き続き社会福祉協議会への委託により実施します。

(2) 配食サービス

高齢者を対象に、週2度の昼食を提供しています。今後も、引き続き社会福祉協議会への委託により実施します。

(3) 除雪サービス

高齢者世帯を対象に除雪サービスを行っています。今後も、引き続き社会福祉協議会への委託により実施します。

(4) 福祉有償運送サービス

一般の交通機関を利用することが困難な介護認定者等の移動手段の確保を図っています。今後も社会福祉協議会への委託により実施します。

(5) 緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、急病や災害等の緊急時のために緊急通報装置を設置し、警備会社等に緊急事態を知らせる通報サービスを提供しています。

今後も支援が必要な世帯に設置することとし、継続実施します。

(6) 家族介護慰労事業

要介護4、5の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった高齢者を介護している家族へ慰労金を贈呈しており、継続実施します。

(7) 高齢者入浴料扶助事業

高齢者の健康維持増進を図るため、岬センターの入浴料を扶助しており、継続実施します。

(8) 交流活動の充実

- (ア) 老人クラブ（単位クラブ）の活動の活性化
- (イ) 地域活動、サークル活動の充実と参加の促進
- (ウ) 異世代交流の促進
- (エ) スポーツ交流の促進と施設の有効活用

(9) 軽度生活援助事業（生きがいヘルパー）

在宅のひとり暮らし高齢者などを対象に、自立した生活を支援するために買い物など、軽易な日常生活上の援助を行っています。今後も、引き続き社会福祉協議会への委託により実施します。

(10) 生きがい活動通所事業（生きがいデイサービス）

家に閉じこもりがちな高齢者を対象とし、日常動作訓練や趣味活動などを提供する通所サービスを行っています。今後も、引き続き社会福祉協議会への委託により実施します。

(11) 低所得者に対する利用者の負担軽減

低所得に対し、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防短期入所生活介護に係る利用者負担額並びに食費に係る利用者負担額の軽減を図るため、利用者負担軽減事業を実施しており、継続実施します。

(12) 生活支援ハウス

介護支援機能、居住機能、交流機能を総合的に提供し、高齢者が安心して健康な生活を送れるよう、デイサービスセンター等に居住部門を合わせた生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター 定員14名）が設置されており、現在12名の方が利用しています。今後も、指定管理者制度により管理運営します。

今後、潜在的なニーズを把握し、必要に応じて増設等を検討します。

(13) 社会福祉協議会の充実

社会福祉協議会は、福祉の最前線ともいえるものです。

事業推進には、スタッフの充実が急務であり、人材の確保を図ります。

初山別村
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(第8期：令和3年4月～令和6年3月)

令和3年3月 発行

発行 北海道初山別村住民課保険係
編集 〒078-4421
北海道苫前郡初山別村字初山別96番地1
電話 0164-67-2211 FAX 0164-67-2298